

教学指第694号
教特第462号
教安第709号
教体第478号
令和3年8月23日

各市町村教育委員会教育長 様

千葉県教育委員会教育長
(公印省略)

夏季休業終了後の県立学校の教育活動について (通知)

これまで、現在本県に発令されている緊急事態宣言期間中の県立学校の教育活動等については、令和3年7月30日付け教学指第613号他「緊急事態宣言の発令に伴う感染防止対策の徹底及び児童生徒等の教育活動等の機会の確保について (通知)」により、示してきたところです。

今般、新型コロナウイルスが全国的に急激な感染拡大局面にある中で、更なる感染拡大防止に向けて警戒を強め、児童生徒の感染リスクを回避するための取組を徹底することが必要です。

この度、新学期における分散登校等の実施を含め、夏季休業終了後の県立学校の教育活動について、別添写しのとおり、各県立学校長宛て通知しましたのでお知らせいたします。

県立高校においては、生徒の通学の範囲が広く、混雑時に公共交通機関を利用する生徒も多数に上ることから、通学時における感染リスクを可能な限り低減するため、一定期間の分散登校等を実施することとしたところです。一方、小中学生は高校生と比べて通学の方法や範囲が大きく異なっており、小中学校における通学時の感染リスクは高校よりも低いと考えられることを踏まえ、小中学校については必ずしも分散登校等を実施する必要はなく、各市町村教育委員会において、適切に御対応いただきますようお願い申し上げます。

(本件連絡先)

【学習指導に関すること】

千葉県教育庁教育振興部学習指導課 TEL : 043 (223) 4059

【障害のある幼児児童生徒に関すること】

千葉県教育庁教育振興部特別支援教育課 TEL : 043 (223) 4045

【保健管理に関すること】

千葉県教育庁教育振興部学校安全保健課 TEL : 043 (223) 4092

【体育の授業・部活動に関すること】

千葉県教育庁教育振興部体育課 TEL : 043 (223) 4108